

古賀市いじめ防止基本方針【概要版】

はじめに

- いじめは決して許されない行為であるが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること
- いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格形成に影響を与え、状況によっては、生命や身体に重大な危険を起しうることを認識し、防止と対策に取り組む

1 古賀市いじめ防止基本方針策定の意義

国や県の基本方針に沿って、いじめの問題に対する学校及び市教育委員会、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化する

2 いじめの定義

- いじめ対応の定義（いじめ防止対策推進法における定義）
- いじめ対応の構え
いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識で受容的に接し、全面的に支援する。
児童生徒間のトラブルは、軽微なものを含めて解消に向けて指導し、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する。
- いじめの理解
嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けていても、周囲の反応を恐れて表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の理解に努め、適切に対応する
- いじめの解消
次の2つの要件が満たされる必要がある
・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止んでいること
・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめの防止等に関する考え方
いじめを生まない教育活動の推進、早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、インターネット上のいじめへの対応、特に配慮が必要な生徒児童等への特性を踏まえた適切な支援、地域・家庭との積極的な連携、関係機関との密接な連携

3 いじめ防止等のために市が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題対策連絡協議会・いじめ防止対策推進委員会・いじめ問題再調査委員会の設置

4 いじめ防止等のために学校が実施する施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置（校内いじめ対策委員会等）

5 いじめ防止等のために市及び学校が実施すべき施策（主なもの）

いじめを生まない教育活動の推進	
市	道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動を推進
学校	命の大切さを学ぶ道徳の時間や命を大切にすることを育む体験活動の充実、人間関係をつくる教育活動の実施等
いじめの早期発見	
市	県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」活用の徹底、教育相談活動の実施
学校	アンケート等の定期的な実施、適切な措置による客観的な事実確認と速やかな市教育委員会への報告

いじめの早期対応	
市	家庭用リーフレットにより、インターネット上のいじめに対処する体制の整備 出席停止制度等の適切な運用、教育委員会の下での附属機関による調査
学校	校内いじめ対策委員会等の月1回以上の開催 被害児童生徒の別室指導等の柔軟な対応、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底 学校だけでは対応が困難な事案に対する市や県の支援チームの活用
児童生徒理解と教育相談体制の整備	
市	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門家の配置
学校	学校の相談窓口の周知等、子どもホットライン24相談窓口の周知
教員研修の充実	
市	県と連携し、いじめ問題に特化した研修の実施
学校	学校いじめ防止基本方針の共通理解等、校内研修の実施、校内研修指導資料等の活用
保護者・地域等への働きかけ	
市	いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布等の家庭への啓発
学校	福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」の取り組み推進、企業による地域での見守り活動の推進
適切な学校評価・教員評価	
市	学校がいじめ問題を隠さず実態を把握し、どのように対応しているかを評価する
学校	学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき評価する 教員評価について、いじめの有無や多寡のみで評価せず、迅速かつ適切な対応、組織的対応を評価する

6 重大事態への対処

「重大事態」の定義

1	いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2	いじめにより、児童等が年間30日を目安とする期間、学校を欠席することを余儀なくされているうたがいがあって認められるとき

【重大事態の報告】

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、学校からの報告を受け、市長に報告する。併せて、県教育委員会へ報告する。

【調査】

- ・ 市教育委員会は、調査を行う主体を学校とするか市教育委員会とするかについて判断する
- ・ 市教育委員会が調査主体となる場合の組織・・・「古賀市いじめ防止推進委員会」
学校が調査主体となる場合の組織・・・校内いじめ対策委員会を母体とし、学校評議員等の学校以外の委員を加えた「学校いじめ調査委員会」
- ・ 調査組織が、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める

【調査結果の提供及び報告】

- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に情報提供する
- ・ 調査結果は、市教育委員会より市長に報告する。併せて、県教育委員会へ報告する。
被害児童生徒・保護者は、調査結果を踏まえて所見をまとめた文書を当該報告書に添えることができる

【調査結果を受けた市長による再調査及び措置】

- ・ 報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、調査結果について「古賀市いじめ問題再調査委員会」により調査を行い、その結果を市議会に報告する。
- ・ 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

古賀市いじめ防止基本方針

平成27年4月

(改定 令和4年3月22日)

古賀市

《 目 次 》

はじめに	1
古賀市いじめ防止基本方針	
1 古賀市いじめ防止基本方針策定の意義	
(1) 古賀市いじめ防止基本方針の意義	2
(2) いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめの定義	
(1) いじめの定義	3
(2) いじめ対応の構え	3
(3) いじめの理解	4
(4) いじめの解消	4
(5) いじめの防止等に関する考え方	5
① いじめを生まない教育活動の推進	5
② いじめの早期発見の取組の充実	6
③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実	6
④ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	6
⑤特に配慮が必要な児童生徒等への特性を踏まえた適切な支援	7
⑥ 地域・家庭との積極的連携	7
⑦ 関係機関との密接な連携	7
3 いじめの防止等のために市が実施する施策	
(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	8
① 古賀市いじめ防止基本方針の策定	8
② いじめ防止等のための組織等の設置	8
ア 古賀市いじめ問題対策連絡協議会	8
イ 市教育委員会の附属機関「古賀市いじめ防止対策推進委員会」の設置	9
ウ 市長の附属機関「古賀市いじめ問題再調査委員会」の設置	10
③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握	11
④ 学校における組織等の設置に対する支援	11
⑤ 関係機関との連携	11
4 いじめ防止等のために学校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	12

① 学校いじめ防止基本方針の策定	12
② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	12
5 いじめ防止等のために市及び学校が実施すべき施策	13
6 重大事態への対処	
(1) 重大事態の意味	17
(2) 重大事態への対処として実施すべき事項	17
① 市が実施すべき事項（法律事項の整理）	17
② 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	18
(3) 市教育委員会又は学校による調査	18
① 重大事態の発生と調査	18
② 調査を行うための組織	18
ア 市における組織	18
イ 学校における組織	19
③ 事実関係を明確にするための調査の実施	19
④ その他留意事項	19
(4) 調査結果の提供及び報告	20
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	20
② 調査結果の報告	20
(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	21
① 再調査	21
② 再調査の結果を踏まえた措置等	21

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての人があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものです。

古賀市では、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、状況によっては生命または身体に重大な危険を引き起こしうることを十分認識の上、その防止と対策に取り組んでいます。いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り抜く」という強い姿勢で、その解消に取り組んでいるところです。

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されたことから、法第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、平成27年4月に「古賀市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。また、法の施行から3年が経過し、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されたことに伴い、このたび、市の基本方針の改定を行いました。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かな安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題です。

本市では、今後、改めて児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組んで参りますので、関係者におかれましても、これに基づき取組の充実を図っていただきたいと思います。

古賀市いじめ防止基本方針

I 古賀市いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 古賀市いじめ防止基本方針の意義

本市においては、これまでいじめの問題の解決を目指して諸施策を講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。

しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本市においても、いじめの問題への取組の一層の強化を図ることが必要である。

そこで、法の趣旨を踏まえ、平成29年3月に国が改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）と平成30年2月に県が改定した「福岡県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参考に、学校において、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう、令和4年3月に「古賀市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を改定した。

市の基本方針は、国や県の基本方針に沿って、いじめの問題に対する学校及び市教育委員会、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化することとした。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、法が成立した。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義《法におけるいじめの定義》

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様の事である。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
物理的な影響	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

(2) いじめ対応の構え

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは、軽微なものを含めて常にその解消に向け

て指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

2 つ の 要 件	○ いじめに係る行為が止んでいること
	被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。 ※この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
	○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
	いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等に

	<p>より確認する。</p> <p>学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめの防止等に関する考え方

本市においては、国や県の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、いじめの防止等に関しては、①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取組の充実、③早期対応と継続的指導の充実、④インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応、⑤特に配慮が必要な児童生徒等への特性を踏まえた適切な支援、⑥地域・家庭との積極的連携、⑦関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。特に児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためにも、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- 全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- 自分及びすべての他者をかけがえのない人間として尊重しようとする態度・社会性など、心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力の育成
- 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する市民への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子どもを育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組む必要がある。

② いじめの早期発見の取組の充実

本市においてはこれまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

いじめが大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気づく力を高めることは大変重要である。人間関係の些細なトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、トラブルを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、迅速かつ適切に解決することが何よりも重要である。

また、担任等が一人で抱え込むことなく、組織的に対応することが重要である。

そのため、学校は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に対応していくことが求められる。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切に、日頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

④ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。市教育委員会及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

⑤ 特に配慮が必要な児童生徒等への特性を踏まえた適切な支援

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、特性を踏まえた適切な支援を

行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。（発達障害を含む、障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、被災児童生徒など）

⑥ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTCAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し、協働で取り組むように努める必要がある。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合があることから、児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるような体制の構築に努めるものとする。

⑦ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとり行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等の人権擁護機関等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 古賀市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

市は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。

市の基本方針の策定にあたっては、国・県の基本方針を参考にして、法が規定する取組のうち、従来の取組で対応できるものと、新たに取組まなければならないものを整理した。

なお、国が法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じた際には、市としても国や県に準じて見直し等を検討する。

② いじめ防止等のための組織等の設置

ア 古賀市いじめ問題対策連絡協議会

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

本市において、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「古賀市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という。）を設置する。

その構成員は、学校、古賀市教育委員会事務局、福岡児童相談所、福岡法務局、福岡県警察、その他市教育委員会が必要と認める者とする。

また、市連絡協議会での連携が、学校におけるいじめの防止等に活用されるよう福岡県教育委員会が設置するいじめ問題対策連絡協議会との連携を図る。

市連絡協議会の主な機能については、以下のとおりである。

○各関係機関で情報共有を行う。

イ 市教育委員会の附属機関「古賀市いじめ防止対策推進委員会」の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条

- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

市教育委員会は、市連絡協議会との円滑な連携のもとに、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために法第14条第3項に基づく市教育委員会の附属機関として、「古賀市いじめ防止対策推進委員会」（以下、「市推進委員会」という。）を設置する。その構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識や経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性、中立性を確保する。本附属機関は法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の市教育委員会としての調査組織を兼ねるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

また、市推進委員会の主な機能については、以下のとおりである。

- 市教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に則るいじめの防止等の有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- 学校におけるいじめ事案について、市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条の規定に基づき自ら調査を行う必要があると判断した場合は当該組織を活用する。
- 市教育委員会が行う重大事態に係る調査の場合は、この附属機関において調査を行う。

(重大事態への対処については、「6 重大事態への対処」に詳述)

ウ 市長の附属機関「古賀市いじめ問題再調査委員会」の設置

(公立の学校による対処)

第30条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

重大事態発生時、調査結果について再調査の必要が認められた場合、市長は、古賀市いじめ問題再調査委員会（以下「市再調査委員会」という。）を招集し、市教育委員会から独立して調査をすることができるようにする。市再調査委員会は市長の諮問に応じて調査結果について調査審議し、答申するものとする。

(市再調査委員会による調査については、「6 重大事態への対処」に詳述)

以上、いじめ防止等に係る組織及び構成員等を整理すると次のようになる。

組織	目的	構成員	会議等の開催
古賀市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に係る機関及び団体の連携を図る。	学校、古賀市教育委員会事務局、福岡法務局、福岡県警察署、その他教育委員会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定例 年1回 ■ 臨時 必要に応じて市教育委員会が招集
古賀市いじめ防止対策推進委員会	いじめの防止対策の促進、重大事態への対処、及び再発防止策を検討する。	弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉に関する専門的知識や経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定例 年1回 ■ 臨時 重大事態発生時に本組織による調査の必要が認められる場合に、市教育委員会が招集
古賀市いじめ問題再調査委員会	重大事態について再調査の必要が認められた場合、市教育委員会から独立して調査する。	弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉に関する専門的知識や経験を有する者、その他市長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再調査の必要が認められた場合に市長が招集

③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握

本市においては、各学校におけるいじめの問題への取組状況について適宜調査を行い、市連絡協議会等において、いじめの防止等への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果について機会を捉えて周知するとともに、改善に向けた支援を行う。

④ 学校における組織等の設置に対する支援

本市は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、複数の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」の設置に必要な情報提供や地域内関係機関等との連携体制の構築、県と連携した心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用等による人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるように努める。

⑤ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、市連絡協議会の果たす役割の充実を図るとともに、日頃からの担当者間での情報交換や、「古賀市要保護児童対策地域協議会」との連携を行い、学校、県及び警察等関係機関の連携の強化に努める。

4 いじめ防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめの防止等の組織（以下「(仮称)校内いじめ対策委員会」という。）を設置するものとされている。

その際、「(仮称)校内いじめ対策委員会」には、市教育委員会の支援や県と連携の上、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する必要がある。

5 いじめ防止等のために市及び学校が実施すべき施策

市及び学校が実施すべき施策について、整理する。

いじめ防止等のために市が実施すべき施策	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策
<p>ア いじめを生まない教育活動の推進</p> <p>○ これまで県総合対策で取り組んできた道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動を推進する。【法第15条対応】</p> <p>イ いじめの早期発見</p> <p>○ いじめ問題に対する学校の取組の充実を求め、県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の一層の徹底を図る。</p> <p>○ これまで県総合対策で取り組んできた、いじめアンケート等の月1回の実施や教育相談活動の実施等、既存の取組を推進する。【法第16条対応】</p> <p>○ 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、県と連携し、学校で認知したいじめに関する市教育委員会・県教育委員会への報告体制の整備に努める。【法第16条・法第23条対応】</p> <p>ウ いじめの早期対応</p> <p>○ これまで県総合対策で取り組んできた「校内いじめ対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、既存の取組を推進する。</p> <p>○ 県と連携し、家庭用リーフレットにおけるイ</p>	<p>ア いじめを生まない教育活動の推進</p> <p>○ 県総合対策において示す、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。【法第15条対応】</p> <p>イ いじめの早期発見</p> <p>○ いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）及び「いじめ問題」（県・県私学協会作成）の活用の一層の徹底を図る。</p> <p>○ 県総合対策において示す、いじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を推進する。【法第16条対応】</p> <p>○ 相談・通報等を受けた学校は、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告しなければならない。【法第23条対応】</p> <p>○ 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、学校においては県と連携し、いじめの相談・通報に対する調査結果の市教育委員会・県教育委員会への報告体制を構築する。【法第16条・第23条対応】</p> <p>ウ いじめの早期対応</p> <p>○ 「校内いじめ対策委員会」等の月1回以上開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。</p>

インターネット上のいじめに関する内容の周知に努めるとともに、インターネット上のいじめに児童生徒が巻き込まれていないかパトロールする機関・団体の取組支援や、このようないじめに対処する体制の整備に努める。【法第19条対応】

○ 出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的な指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。【法第26条対応】

○ 学校だけでは対応が困難な事案に対して、既存の支援チームの学校への派遣や県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決を支援する。【法第18条対応】

○ 必要がある場合は、教育委員会の下での附属機関により調査を行う。【法第24条対応】

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

○ いじめの問題の早期対応に向けて、県と連携して心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を配置するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。【法第18条対応】

○ 県と連携し、子どもホットライン24相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。【法第16条・法第21条対応】

○ 学校の求めに応じて派遣される人材の確保等必要な措置のため、市協議会の実施をはじめ、教育相談体制の整備に係る対策の充実に努め、関係機関・団体等との連携をより一層強化する。【法第17条対応】

オ 教員研修の充実

○ 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。【法第16条・法第23条対応】

○ 小中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。【法第25条・法第26条対応】

○ 学校においては、学校だけでは対応が困難な事案に対して、市の支援チームや県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。【法第18条対応】

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

○ いじめの問題の早期対応に向けて、県や学校設置者と連携して心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。【法第18条対応】

○ 県や学校設置者と連携し、子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。【法第16条・法第21条対応】

○ 各地域や学校において、いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、県と連携し、いじめの問題に特化した研修を実施する。【法第18条対応】

○ 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。【法第20条対応】

カ 保護者・地域等への働きかけ

○ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など家庭への、啓発活動を推進する。【法第21条対応】

○ インターネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。【法第19条対応】

○ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や企業による地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。【法第17条対応】

キ 適切な学校評価・教員評価

○ 学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することが必要である。

【法第34条対応】

○ 学校評価においていじめの取組に関する評価は、学校いじめ基本方針（P15で定義）に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行うよう学校を指導する。【法第34条対応】

オ 教員研修の充実

○ 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や市教育委員会と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。【法第18条対応】

○ 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用を努める。【法第20条対応】

カ 保護者・地域等への働きかけ

○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。【法第21条対応】

○ 家庭におけるインターネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネット上のいじめに関する内容を周知する。【法第19条対応】

○ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や企業による地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。【法第17条対応】

キ 適切な学校評価・教員評価

○ いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。【法第34条対応】

○ いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。【法第34条対応】

<p>○ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう学校を指導する。【法第34条対応】</p> <p>○ 教員評価の中のいじめに関する項目については、県教育委員会の「人事評価の手引」を参考にして学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価し、その後の取組に活かされるよう学校を指導する。【法第34条対応】</p>	<p>○ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。【法第34条対応】</p> <p>○ いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
(例) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

① 市が実施すべき事項(法律事項の整理)

- 重大事態について市教育委員会において調査する場合、調査組織の設置と事実関係の調査(第28条第1項)
- 市教育委員会において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供(第28条第2項)
- 学校が調査を行う場合は学校の調査への指導・支援(第28条第3項)
- 重大事態の発生にともなう市長への報告(第30条第1項)
- 必要がある場合は、市長による附属機関を設けての再調査(第30条第2項)
- 市長による調査結果の議会への報告(第30条第3項)

- 重大事態への対処及び再発防止のための措置（第30条第5項）

② 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態について学校において調査する場合の調査組織の設置と事実関係の調査（第28条第1項）
- 学校において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 重大事態の発生にともなう市教育委員会を通じた市長への報告（第30条第1項）

（3）市教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に事態発生について報告する。
- 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校から報告を受け、市長へ事態発生について報告する。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。
- 市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断しなければならない。
- 市教育委員会又は学校は、事実関係の明確化及び事態への対処・再発防止のための調査を行わなければならない。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- 学校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

② 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けなければならない。

ア 市における組織

- 調査の際に、市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、

法第14条第3項における附属機関である「市推進委員会」を母体とする。そのために、平時から「市推進委員会」を設置しておく。

イ 学校における組織

- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「(仮称)校内いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTCA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「(仮称)学校いじめ調査委員会」を設置する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

市教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止にあたっては、国の基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国の基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

④ その他留意事項

法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もありうる。

このことから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条同項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、市教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することが必要である。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者・地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への

心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

質問票調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。

② 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告するものとする。

なお、①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長等に提出するものとする。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

(公立の学校による対処)

第30条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(4) の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うものとする。法第30条第2項で規定する附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を行う。

また、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに必要な配慮を確保する。